

平成 29 年 6 月 29 日
大王製紙株式会社

訴訟の終結に関するお知らせ

当社は、原告（当社元課長）との間で係争中であった訴訟に関し、最高裁判所から、平成 29 年 6 月 28 日付けの決定を受領しました。

平成 28 年 8 月 24 日付け「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本件訴訟の控訴審判決は、原告が作成した告発状には当社の秘密情報が含まれているだけでなく、記載された事実の大半は根拠がないものであるとの当社の主張を全面的に認めて、原告に対する懲戒降格処分を有効とした第一審判決（その内容は、平成 28 年 1 月 14 日付け「訴訟の判決に関するお知らせ」のとおりです。）の認定を維持していましたが、最高裁判所は、平成 29 年 6 月 28 日付けで、原告の上告受理の申立てに対し、本件を上告審として受理しないと決定しました。すなわち、原告が告発状にて指摘した当社のコンプライアンス、ガバナンス上の問題は存在しなかったことが最終的に確定したものであります。

一方で、原告の人事（出向命令）に関する争点について、当社の上告は棄却され、また、上告受理の申立てに対しても、上告審として受理しないと決定されました。

下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

最高裁判所

平成 29 年 6 月 28 日

2. 決定の内容

当社の上告を棄却し、また、当社及び原告双方の上告受理の申立てに対して上告審として受理しないと決定し、控訴審判決が確定しました。

控訴審判決の内容は、平成 28 年 8 月 24 日付け「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」記載のとおりであり、また、第一審判決の内容は、同年 1 月 14 日付け「訴訟の判決に関するお知らせ」記載のとおりです。

3. 今後の見通し

上記のとおり、当社の財務、経理、事業運営に関するコンプライアンス体制、コーポレートガバナンスという本件訴訟の核心にかかる点では、当社の主張が認められ、原告に対する懲戒降格処分が有効であることが最終的に確定しました。なお、原告の人事異動（出向命令）については、当社の主張が認められませんでしたので、確定判決に従い、適切に対応いたします。

以 上